

市民企画事業補助金の応募にあたって 必ずご確認ください

1. 補助対象事業について

市民企画事業補助金は、市民のニーズがあり、新たな公共サービスとして市民から納められた税金を配分することがふさわしいと判断される事業を対象としています。

また、事業としては条件を満たしていても、そもそも実施団体に自立して事業を行う力があり、市からの財政的援助は不要と判断される場合は、補助の対象とはなりません。

この補助金は、自主自立、自己責任をもって地域の課題解決に取り組みたいという市民活動団体や、新たな公共サービスの担い手として成長しようとする市民活動団体からの事業提案を、具体的な「カタチ」にして市民に還元することが目的です。

補助金の財源は、市民の皆さんからの貴重な税金です。財政状況が極めて厳しい中で交付するものであることをご理解いただき、補助を受けて事業を実施することで市民が納得できる成果があげられること、また、市の将来にとって貴重な財産となる事業のご提案を期待しています。

補助対象となる事例

例) 公益的な活動を行うため、新たに市民活動団体を設立した。団体の活動を多くの市民に知ってもらうために設立イベントの開催を計画している。補助金の交付を受けられるか。

この場合は、A 活動支援部門に応募してください。ただし、計画段階での事業費が5万円以上のものが対象になります。

補助対象とならない事例

例1) 過去に市民企画事業補助金以外の市の補助金の交付を受けていたが、補助が終了してしまった。改めて市民企画事業補助金に応募して補助金の交付を受けたい。

この場合は、その団体は補助金の交付を受けなくても事業を実施できる、あるいはその事業の補助目的は達成されている、補助金が有効に活かされていない、現在の市の財政状況ではその事業に予算の配分はできない等、何らかの理由があって市として補助金の交付対象としないという判断を行ったものです。従って、この市民企画事業補助金の対象にもなり得ません。

例2) 団体結成 10 周年を迎えたので記念誌を発行して会員に配付したい。会員からの実費徴収も考えているが、できれば補助金の交付を受けたい。

この場合は、事業の受益者がその団体の会員ということになります。この市民企画事業補助金は広く市民にとって必要なサービスを提供していただくことが前提であるため、会員のみに利益が還元される事業は補助の対象とはなりません（公益性が認められない）。

この補助金を直接受け取るのは特定の団体であっても、その団体が実施する事業の受益者（サービスの受け手）は不特定多数の市民でなければなりません。市民からのニーズがあるもの、市民からの共感が得られるもの、だれもが参加でき、市民自治力がアップするもの、実施することで将来の八王子の付加価値を高め、市民の誇りとなるもの、そのような事業をぜひご提案ください。

裏面もご覧ください。

2. 応募書類等に関する情報公開について

市民企画事業補助金制度は、市民に開かれた制度運営を行っています。提出された応募書類や成果報告書等は市民への情報提供及び公開の対象になりますので、予めご承知おきください。

(1) 募集締切後、審査中の段階で外部に提供する情報公開

応募事業名、団体名及び補助金要望額、事業概要の一覧表を事務局で作成し、市民や報道機関に対し随時情報提供します。

(2) 公開プレゼンテーション実施時の情報提供

「B 事業実施部門」及び「C 事業連携部門」に応募された事業は、公開プレゼンテーションを実施する対象となります。応募書類のうち「市民企画事業補助金交付申込書（様式1）」から個人情報を除いたものと、「市民企画事業実施計画書（様式2）」及び「市民企画事業収支計画書（様式3）」をコピーし製本したものを、公開プレゼンテーション会場に会場に来場した市民に資料として配付します。

(3) 補助金交付決定後の情報公開

ア．報道機関等からの個別の照会があった場合

代表者及び連絡責任者の氏名、連絡先を提供します。

イ．情報公開条例に基づく公開請求があった場合

補助金交付事業については、代表者等の個人情報を除き応募書類を公開します。なお、連絡責任者の氏名及び連絡先は公開します。

不交付となった事業の応募書類も、個人情報部分を除き原則として公開対象となります。

ただし、八王子市情報公開条例第8条では、「競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるもの」は非公開情報としています。応募書類にこれに該当するような記載があり公開できない場合は、予め申し出ていただくようお願いします。

(4) 事業終了後の成果報告会・成果報告書及び本補助制度推進施策での情報公開

ア．成果報告会実施時には、実績報告書類のうち「市民企画事業補助金成果報告書（様式9）」及び付属資料をコピーし製本したものを、会場に来場した市民に資料として配付します。

イ．補助事業終了後に市が作成し市民に公表する事業成果報告書及び本補助制度推進施策に関わる文書等には、連絡責任者の氏名及び連絡先を公開します。